

■ 第三者提供について(医療費通知・高額医療費・付加給付等)

- 医療費通知は世帯まとめて行います。
- 高額療養費、付加給付等の申請または支給にあたっては事業主を経由します。

※ 次のものが該当します

療養費、第二家族療養費、高額療養費、傷病手当金、移送費、家族移送費、家族埋葬料、出産育児一時金、家族出産育児一時金、出産手当金、埋葬料(費)、一部負担還元金、合算高額療養付加金、傷病手当付加金、家族療養付加金、延長傷病手当付加金、出産育児付加金、出産手当付加金、家族出産育児付加金

上記については、事業主や家族(逆に家族にとって被保険者)は個人情報の第三者に該当しますが、被保険者の利益や事業主の負担の大きさなどを勘案して、あらかじめ本人の同意が得られていると考えることができるとされています。当健保組合においても、今後も現行どおりに処理する方針です。上記について配慮を希望する方は、当健保組合まで連絡ください。